

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令
の一部改正について

平成27年3月26日
金融庁・総務省

「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の改正

【改正の概要】

- 平成26年6月20日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が成立し、監査等委員会設置会社が新たに創設されたとともに、委員会設置会社という名称が指名委員会等設置会社に改められた。（公布日：平成26年6月27日 施行日：平成27年5月1日）
- これに伴い、今般、内閣府令（銀行法施行規則及び保険業法施行規則）の改正を行い、届出事項等に関する規定において所要の整備を行うことを予定している。
標記「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の改正は、上記の内閣府令と同様の整備を行うものである。

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）の一部改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十三条 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～二の二 （略） 三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が<u>監査等委員会設置会社</u>である場合には郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員（郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）<u>、指名委員会等設置会社である場合には郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）</u>。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。） 三の二～二十七 （略） 2～6 （略）	第十三条 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～二の二 （略） 三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が<u>委員会設置会社</u>である場合には、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）<u>。以下この号及び次号において「役員等」という。）</u>を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。） 三の二～二十七 （略） 2～6 （略）

改 正 案	現 行
第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略） 四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が<u>監査等委員会設置会社</u>である場合には<u>郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。）</u>、<u>指名委員会等設置会社</u>である場合には郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。） 四の二～二十一 （略） 2～6 （略）	第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略） 四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が<u>委員会設置会社</u>である場合には、郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。） 四の二～二十一 （略） 2～6 （略）

（参考条文）

○郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）（抄）

（届出事項）

第二百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第二百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 （略）

二 第一百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第一百一十一条第八項、第一百十二条第一項、第一百十六条第三項又は第一百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

（届出事項）

第四百九十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～七(略)

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第五百十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 （略）

二 第三百三十八条第二項第六号、第三百三十九条第八項、第四百十条第一項、第四百四十四条第三項又は第四百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。